

イノベーション実現のための財源多様化検討会 基礎資料集

1. 民間企業との共同研究における間接経費等について
2. 競争的研究費における間接経費について
3. 国立大学の財政状況等について

1. 民間企業との共同研究における間接経費等について

(1) 財源多様化の必要性に係る報告書等①

■経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～(平成27年6月30日 閣議決定)

第3章「経済・財政一体改革」の取組 - 「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[4] 文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等

(文教・科学技術)

民間資金の導入促進については、民間資金の獲得割合の上昇を一つの指標として、国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブを導入するほか、全府省庁の応用研究向けの研究費制度について企業の拠出を求めるマッチング・ファンド型制度の適用を加速し、大学について民間との共同研究など財源の多様化を図るとともに、国立大学法人に対する個人からの寄附金について、国立大学法人運営費交付金等の効率化・重点化と併せて、所得控除と税額控除の選択制を導入することについて検討する。

■科学技術イノベーション総合戦略2015(平成27年6月19日 閣議決定) ※後掲

■国立大学経営力戦略(平成27年6月16日)

3. 財務基盤の強化

文部科学省は、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金を確保しつつ、改革に取り組む大学にメリハリある重点支援を実施する。加えて、各国立大学の自己収入拡大を促進するための規制緩和や、外部資金獲得へのインセンティブ拡大を図る。

(3) 民間との共同研究・受託研究の拡大

各国立大学においては、大学が持つ強みのある研究分野やその研究成果について、組織的に積極的な情報発信を行うとともに、民間に対する「提案型」の共同研究や大学本部のイニシアティブによる組織的な産学連携を推進し、可能な限り民間との共同研究・受託研究に関する中期目標期間中の目標を設定する。

■第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について審議まとめ

(平成27年6月15日 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会)

7. 財源の多元化や自律的な運営を図るための今後の検討課題

国立大学法人が、安定的な運営を行っていくためには、運営費交付金だけでなく、自己収入を増加させるための取組等を併せて進め、法人運営に係る財源の多元化を図ることができるようにすることが不可欠である。このような観点から、例えば次のような点や自律的な運営を図るための規制緩和、土地、建物その他の保有資産を活用した収益を伴う事業の可能な範囲の明確化や民間との共同研究の拡大等による民間資金獲得のためのマネジメント強化等について、今後の検討が望まれる。

(2) 財源多様化の必要性に係る報告書等②

■教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について(第八次提言)(平成27年7月8日 教育再生実行会議)

3. 教育財源確保のための方策

(1) 民間資金の活用による財源確保

大学における民間資金の導入拡大を図るため、国、大学は、民間企業との共同研究を促進するとともに、研究者等が大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用関係を持ち、各機関の下で業務を行うことができるクロスアポイントメント制度の導入を促進する。また、国立大学法人の資産運用の弾力化について検討する。

■未来創造に資する「科学技術イノベーション基本計画」への進化を求める～第5期科学技術基本計画の策定に向けた第2次提言(2015年3月17日 一般社団法人日本経済団体連合会)

IV. イノベーション・ナショナルシステムの強化4. 資金制度改革

(2) 政府資金の配分先の見直しと民間投資の促進

政府による研究開発費は、大半が大学と研究開発法人に配分されており、諸外国と比べて民間企業に使われている比率が著しく低い。一方、企業から国内の大学や研究開発法人に流れる資金は少ない。こうした全体像を念頭に置き、産学官が連携してイノベーション創出ができる制度を設計する必要もある。

こうした現状の打破に向けては、民間企業からの大学への投資促進が必須である。例えば、企業が投資した大学に対する政府からの資金提供、あるいは大学と共同研究している企業に対する政府からの資金提供等、マッチングファンドの形式の多様化、税額控除制度の拡充等の企業からの資金拠出を促すインセンティブの導入や利益相反への対応などが考えられる。

■第5期科学技術基本計画の策定に対する提言(本文)(2015年(平成27年)3月5日 産業競争力懇談会(COCN))

第1章 第5期科学技術基本計画の策定に向けた考え方

(3) イノベーションの創出には産業界・大学・行政の「経営の革新」が必要

《大学の経営の革新》

大学の存在価値を論文や研究者の再生産のみにおくのではなく、教育、産学連携、地域経済への貢献の観点からも魅力的なものにして、外部の投資を大学に呼び込み、自立した経営体として運営する、という課題に真剣に取り組むべきである。

(3) 民間企業との共同研究における間接経費に係る報告書等①

■「日本再興戦略」改訂2015—未来への投資・生産性革命—(平成27年6月30日 閣議決定)

第二 3つのアクションプラン

3. 大学改革/科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) イノベーション・ナショナルシステムの実装

② 競争的研究費の改革

民間からの研究資金の間接経費についても、産学連携を加速する観点も踏まえ柔軟に措置されるよう、内閣府が本年中を目途に民間への理解の促進を図る。

■科学技術イノベーション総合戦略2015(平成27年6月19日 閣議決定)

第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野

第1章 イノベーションの連鎖を生み出す環境の整備

(2) 大学改革と研究資金改革の一体的推進

大学独自の特色ある取組を進めるためには、政府からの資金のみならず、民間資金の活用促進などの多元的な資金確保が重要である。その際、研究機関の財務状況の透明性向上を前提に、民間資金の間接経費について、産学連携を加速する観点も踏まえて柔軟に措置されることが期待される。

【重点的取組】

○自律的な国立大学法人の経営を支える制度の構築

・収益を伴う事業の可能な範囲の明確化、余裕金の運用対象範囲の拡大、寄附金収入の拡大、民間との共同研究・受託研究の拡大等、規制緩和による自己収入拡大や外部資金獲得へのインセンティブ付与等による財源の多様化を促進する。 【文部科学省】

(4) 民間企業との共同研究における間接経費に係る報告書等②

■第5期科学技術基本計画に向けた中間取りまとめ

(平成27年5月28日 総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会)

7 科学技術イノベーションシステムにおける人材、知、資金の好循環の誘導

(2) 大学改革と研究資金改革の一体的推進

戦略的な大学運営を可能にする財源の多様化を促進するため、民間資金に対する間接経費について産学連携を加速する観点も踏まえて柔軟に対応する。

■我が国の中長期を展望した科学技術イノベーション政策について～ポスト第4期科学技術基本計画に向けて～

(最終取りまとめ)(平成27年9月28日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)

第5章 科学技術イノベーション創出機能の最適化

3. 資金配分の改革

(2) 競争的経費の改革・充実

(競争的研究費の在り方)

民間資金の間接経費についても、産学官連携の本格的展開等を加速する観点も踏まえ、共同研究における間接経費の必要性に係る根拠の算定モデルを検討すること等を通じて、適切に措置されるようにすべきである。

■研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)

(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)

2. 改革の方向性

<方向性2> 産学連携の本格展開をめざした環境整備

こうした検討も踏まえて本格的な産学連携を促進していくためには、産業界からの研究資金の投入により大学等の研究活動の幅を広げていくことが重要である。

3. 改革の具体的方策

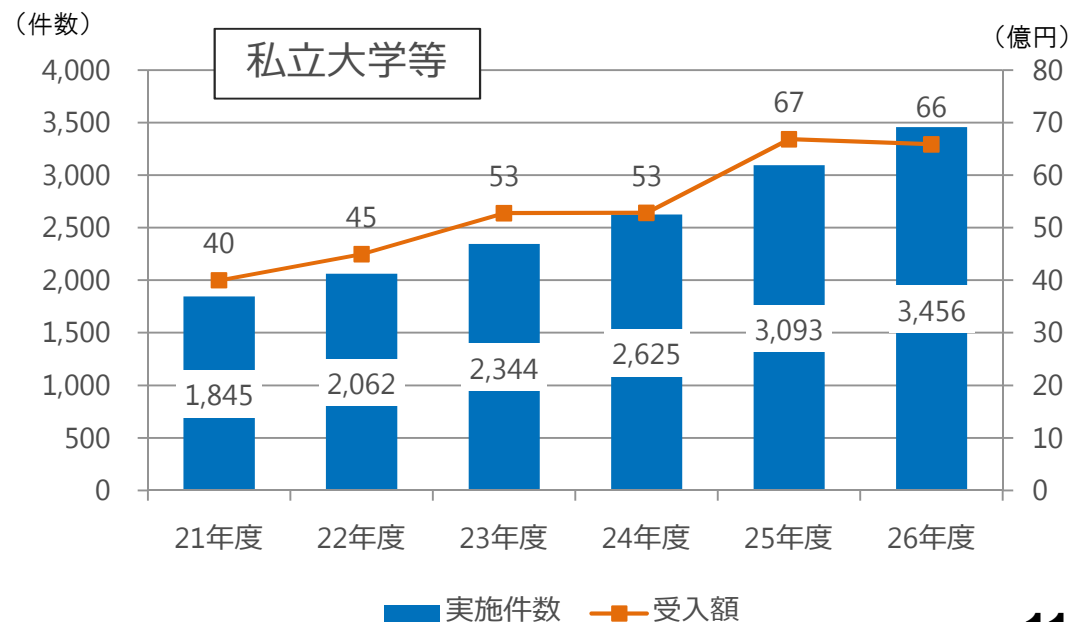
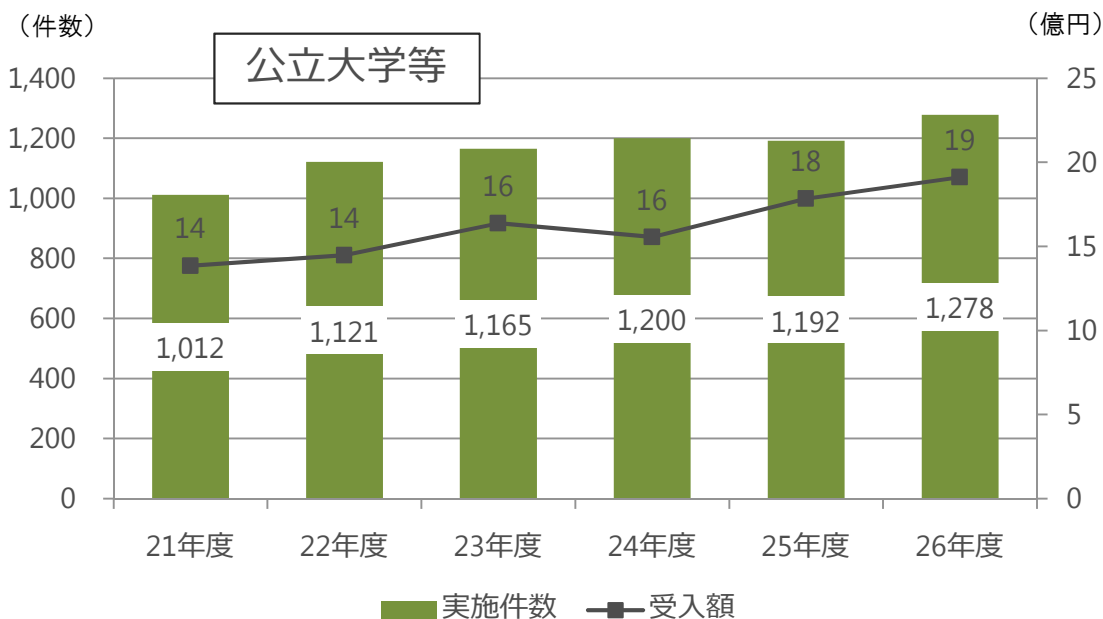
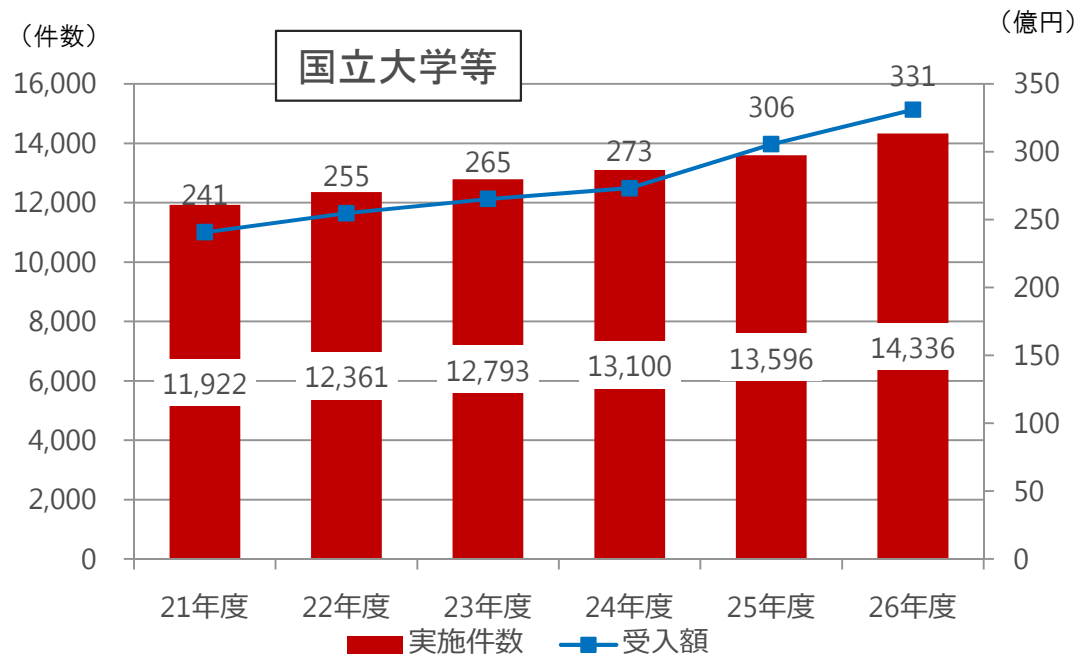
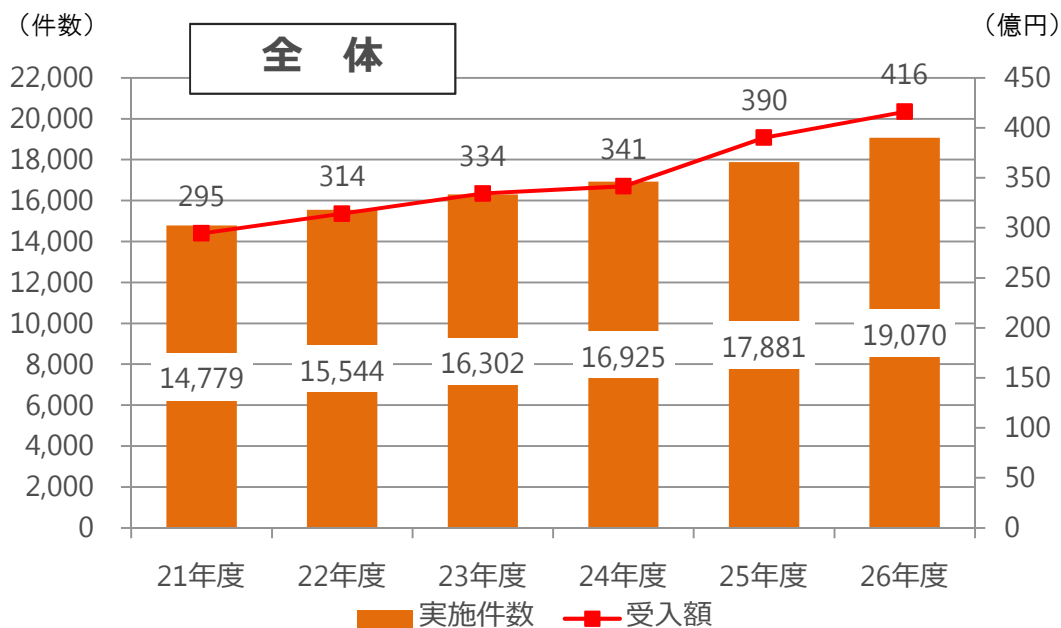
(1) 間接経費を活用した研究基盤の強化

<間接経費の適切な措置>

○文部科学省における全ての競争的研究費について、30%の間接経費を措置することを原則とすることとした上で、他府省庁や民間を含めた全ての外部研究費について同様な措置がとられるよう、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)のイニシアティブに期待したい。その際、文部科学省は、大学等において産学連携の本格展開等に伴い必要となる間接的な経費に関してより詳細な状況把握を行っていくことが必要である。

(5) 大学等と民間企業との共同研究の実施件数及び研究費受入額の推移

■ 民間企業との共同研究の実施件数及び受入額は年々増加しているが、その伸び幅は大きくはない。

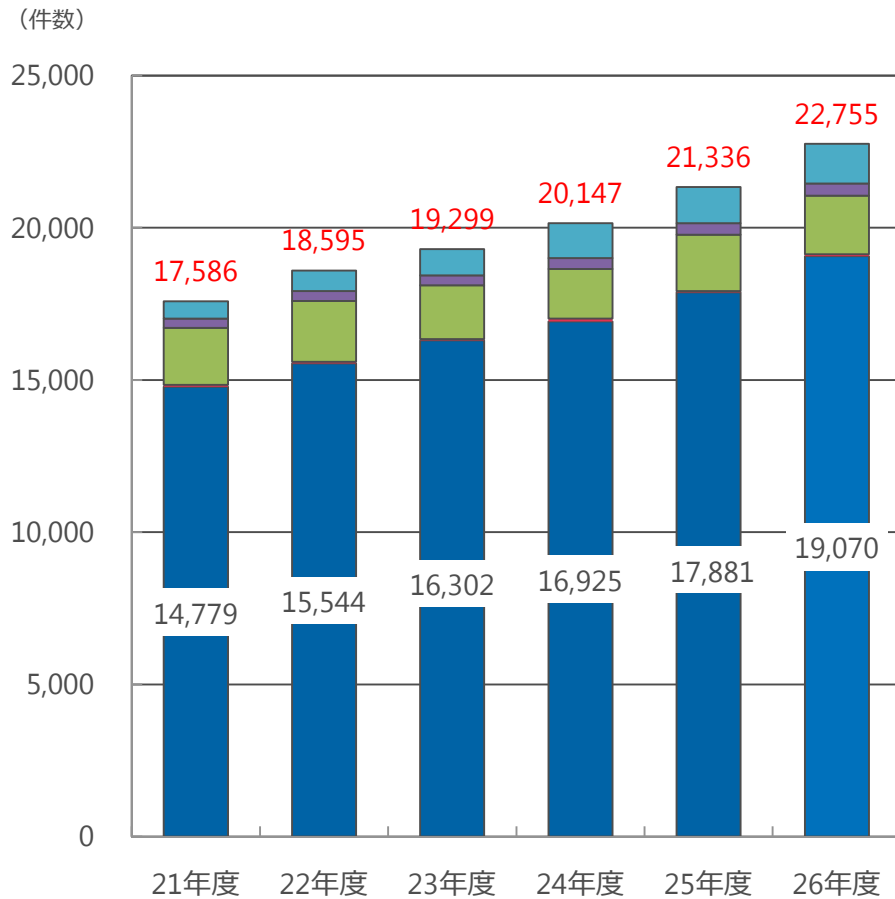


※大学等とは、国公立大学(短期大学を含む)、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人を指す。

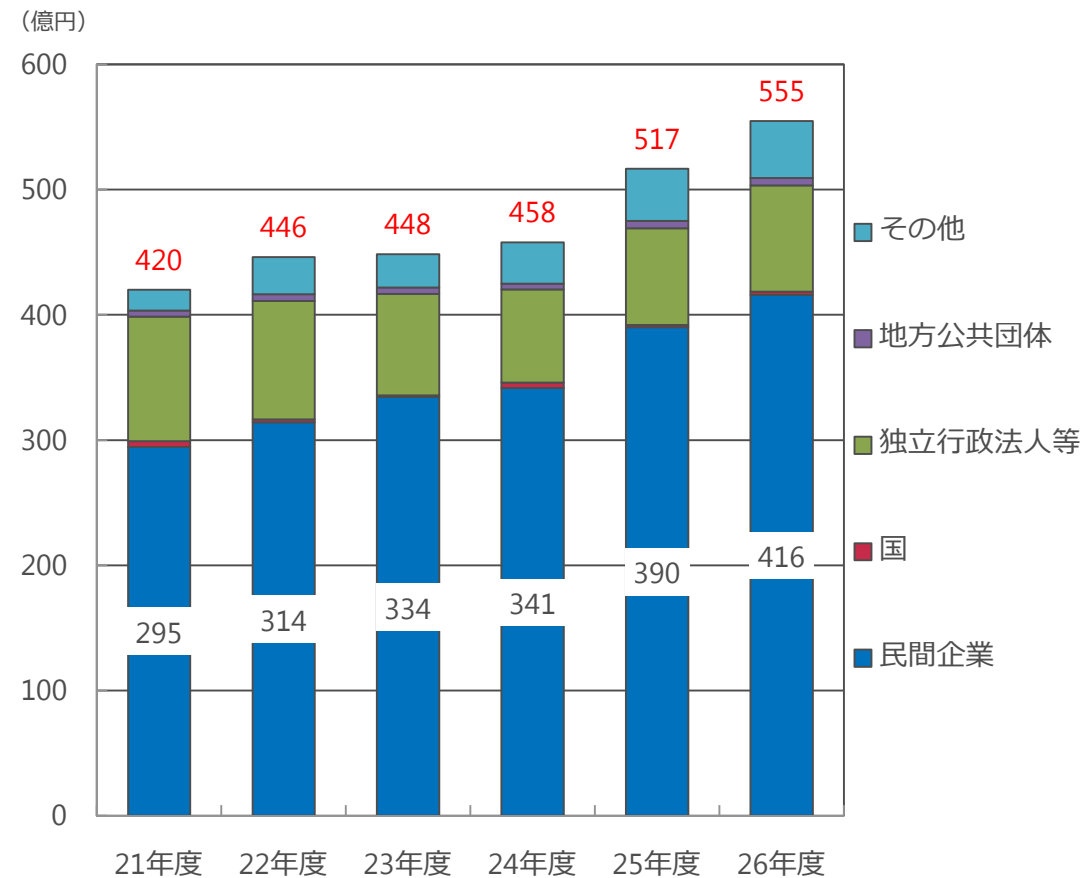
出典：文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に文部科学省作成

(6) 共同研究全体の相手先別実施件数及び研究費受入額の推移

【共同研究全体の相手先別実施件数の推移】



【共同研究全体の相手先別研究費受入額の推移】



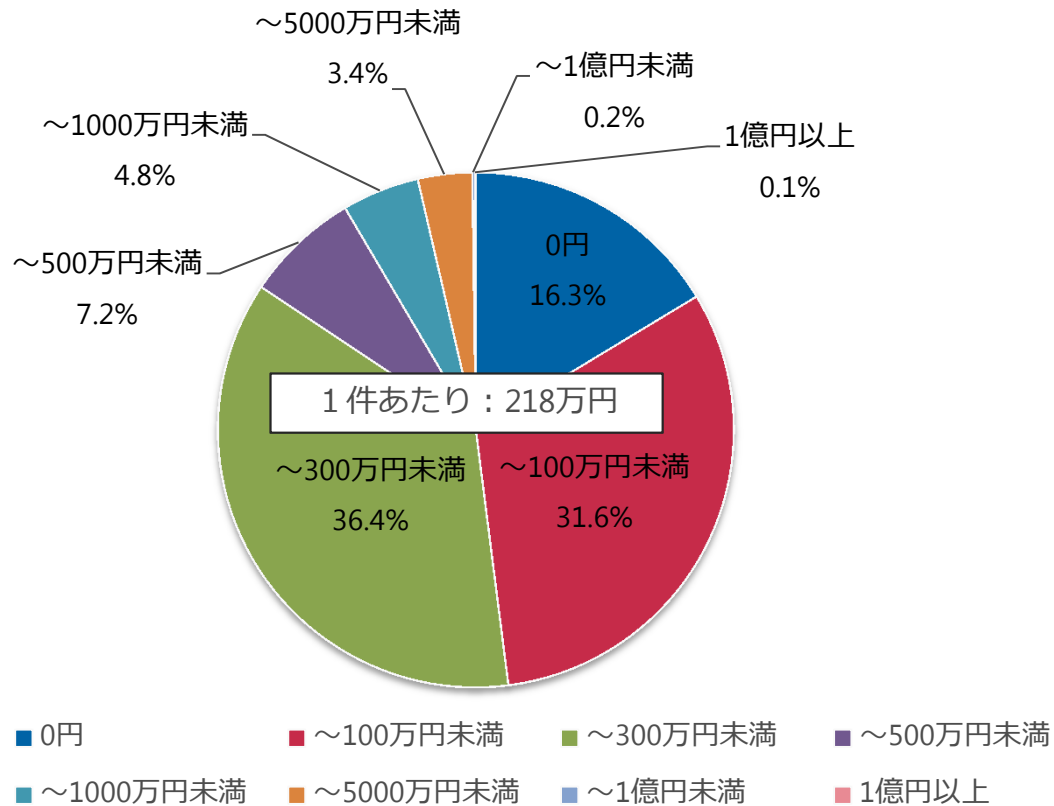
※赤字は合計金額

出典: 文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」

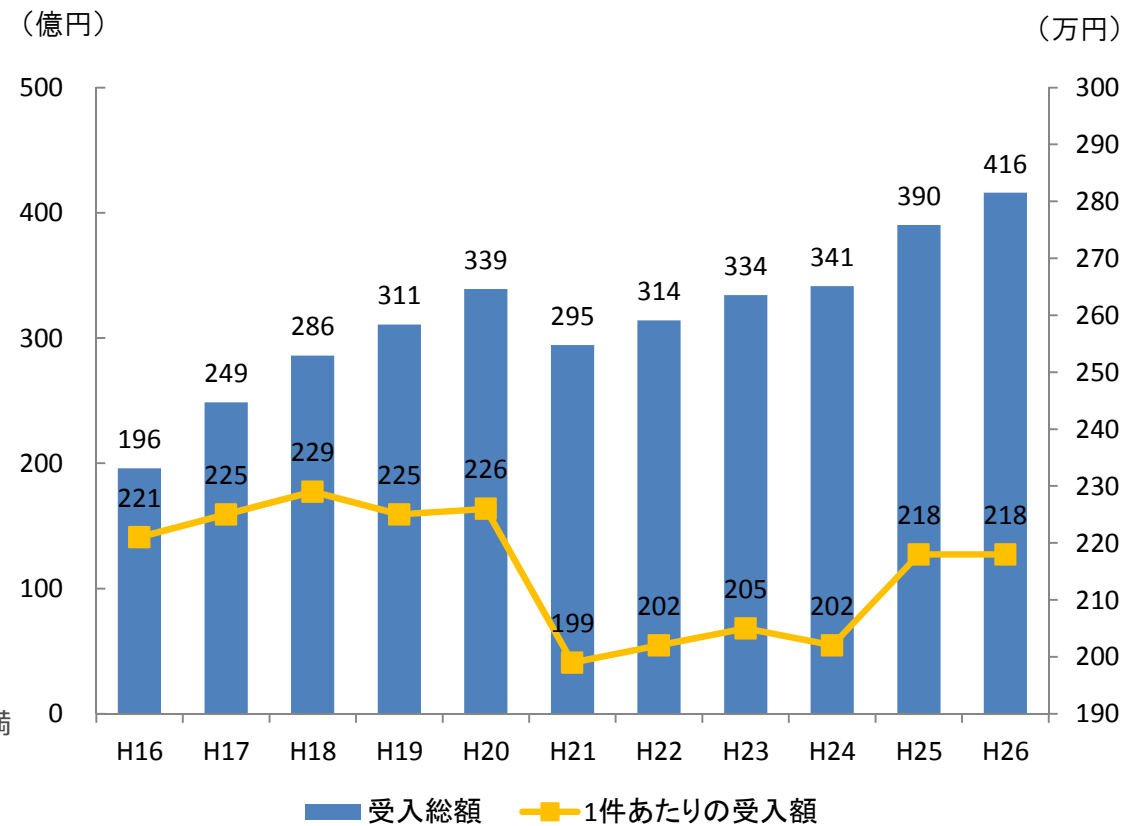
(7) 大学等における民間企業との共同研究の受入額規模等①

- 300万円未満の共同研究の実施件数が全体の大部分となっている。
- 1件あたりの受入額もここ10年間大きな伸びはなく、ほぼ横ばいとなっている。

民間企業との共同研究の受入額規模別実施件数内訳



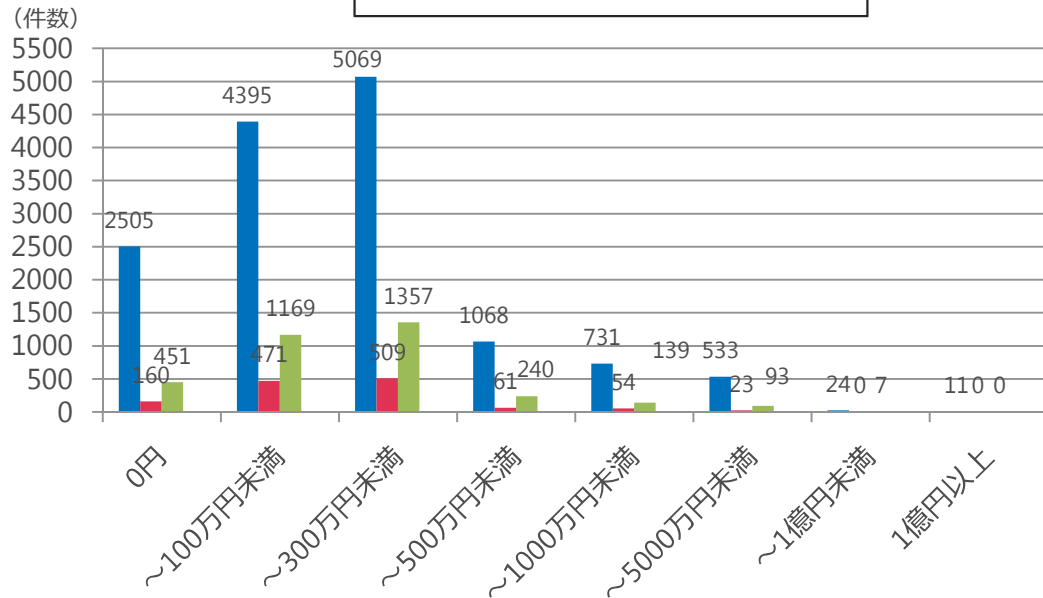
民間企業との1件あたりの受入額の推移



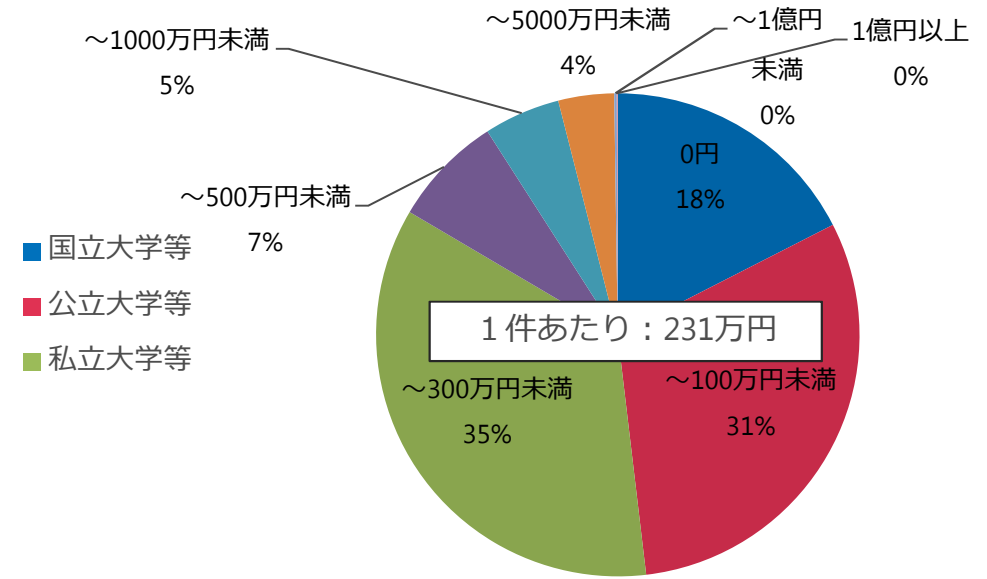
※「0円」とは、民間企業等と複数年契約を結び、研究費の受入れを別年度に行った場合等である。

(8) 大学等における民間企業との共同研究の受入額規模等②

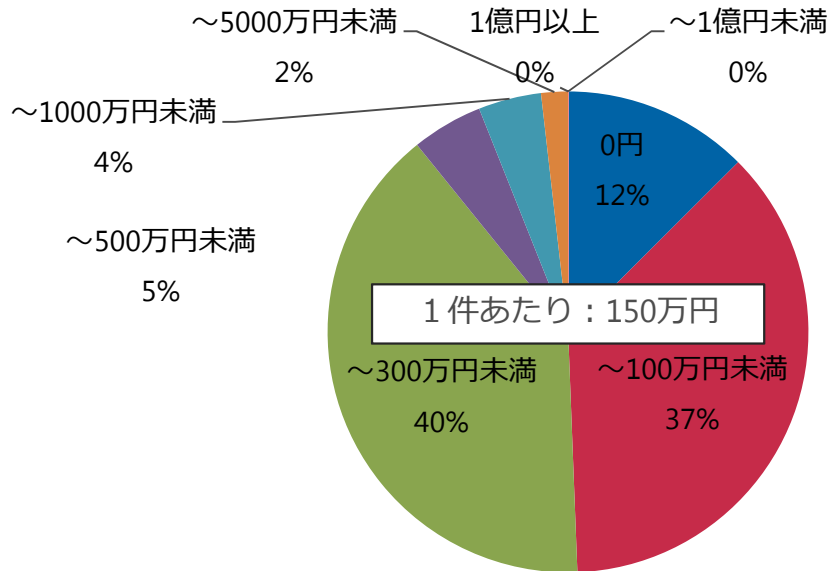
国公私別の実施件数



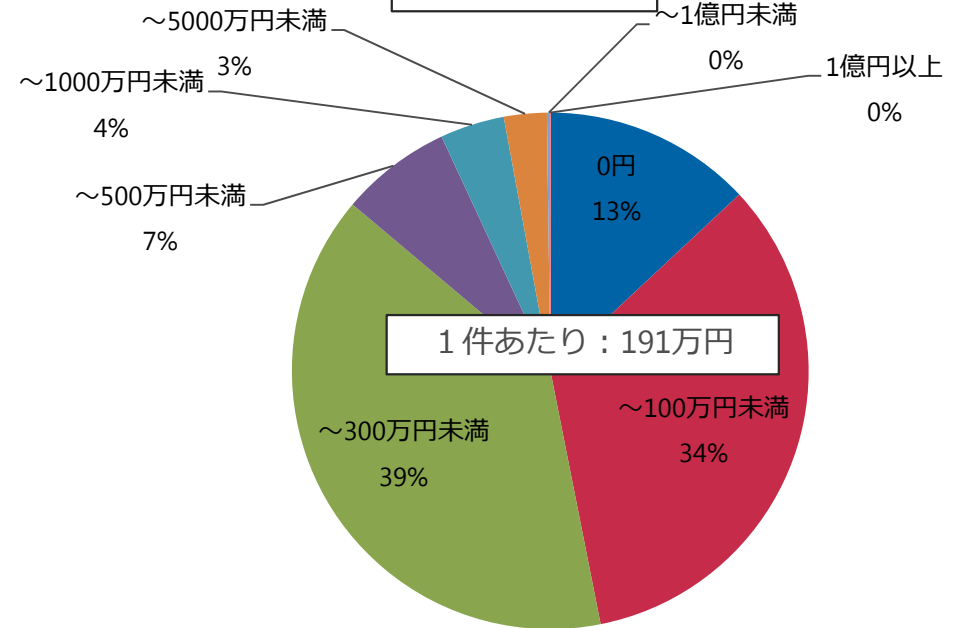
国立大学等



公立大学等



私立大学等

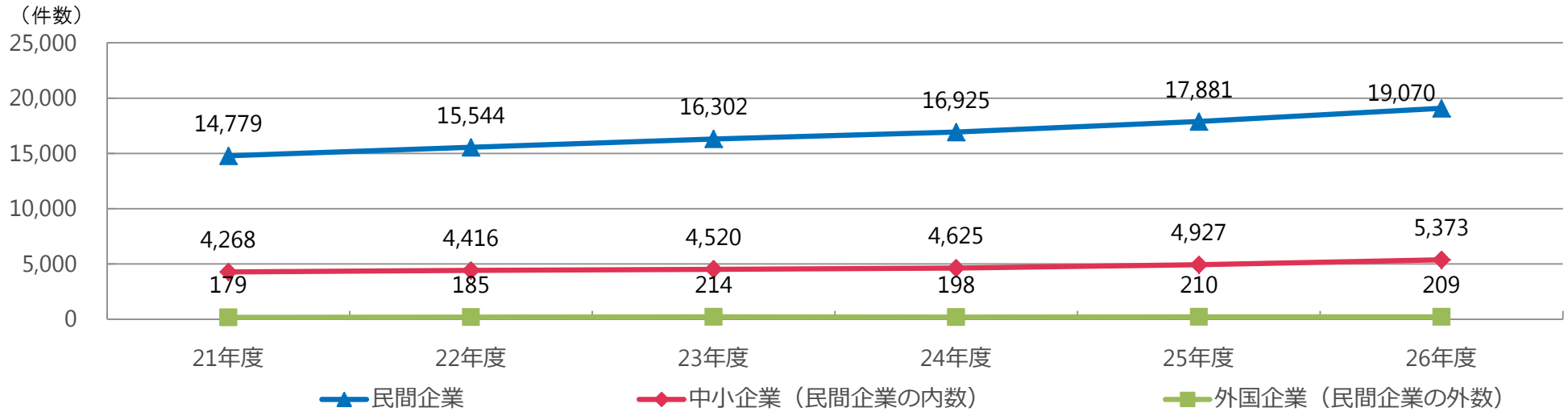


出典：文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」を
基に文部科学省作成

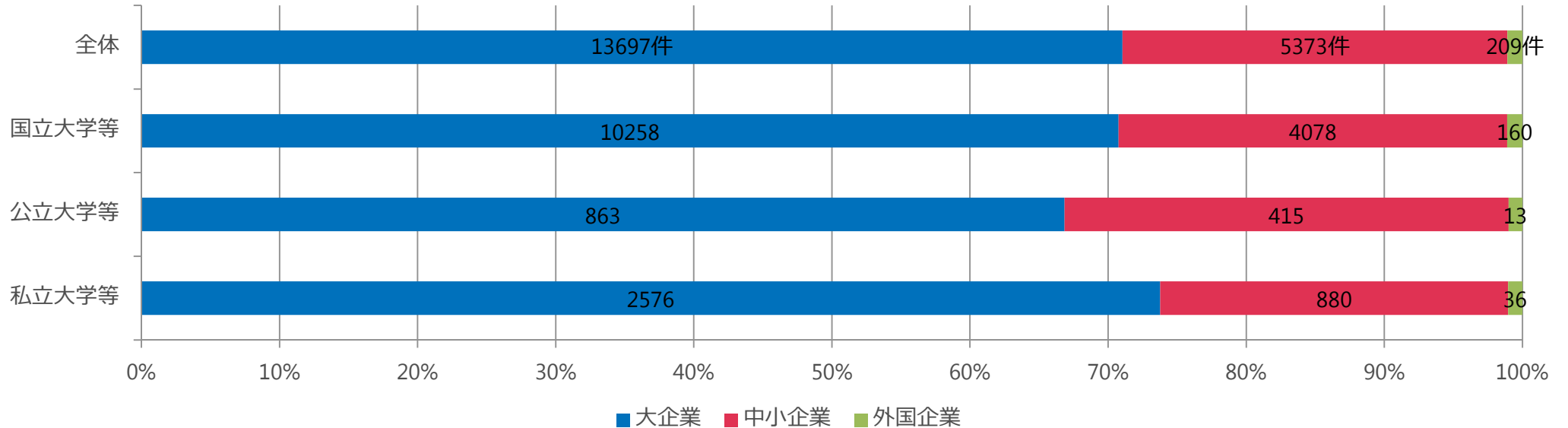
(9) 民間企業・中小企業・外国企業との共同研究実施件数の推移等

■ 民間企業・中小企業・外国企業との共同実施件数は増加傾向にある。

共同研究先別の実施件数の推移



国公私別の実施件数と割合 (平成26年度)

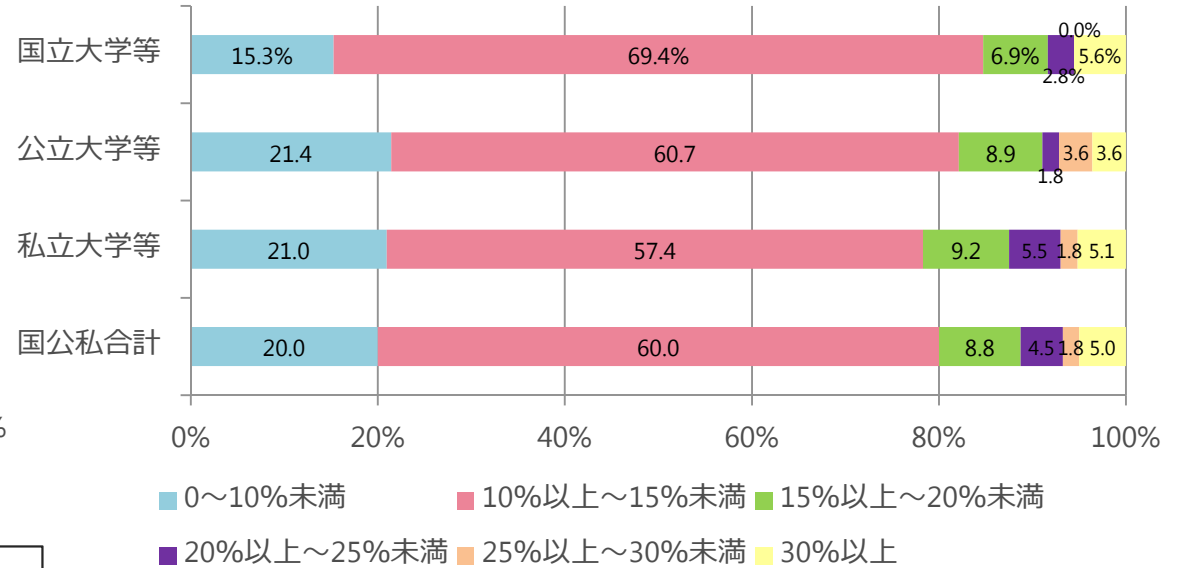
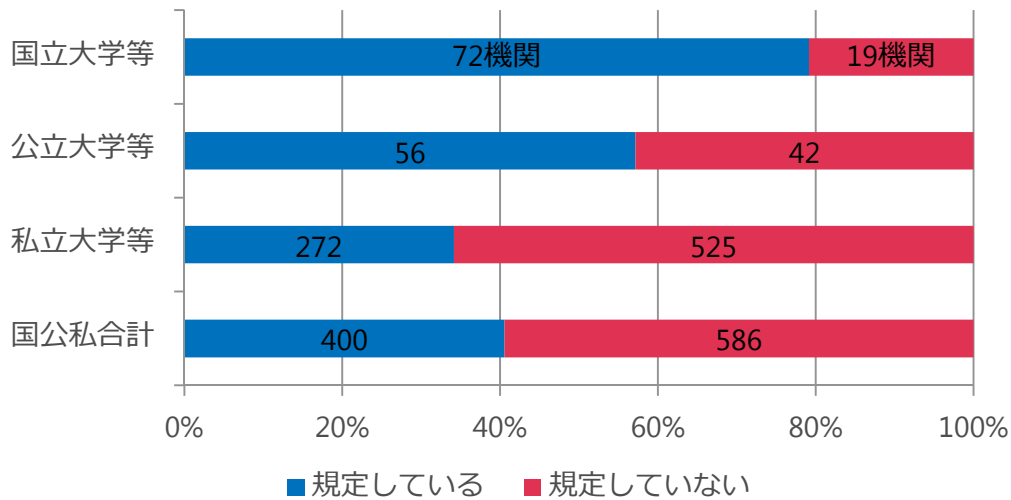


出典: 文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に文部科学省作成

(10) 大学等における共同研究に係る間接経費の規定等

- 多くの大学において、共同研究における直接経費に対する間接経費の割合を10%～15%未満と規定している。
- 間接経費率は、外国企業相手の場合は平均13%であり、国内企業よりも若干高い割合の傾向にある。

共同研究における間接経費割合の規定状況



※国立の高等専門学校については国立高等専門学校機構がまとめて1つの回答。

共同研究における間接経費の相手別の平均割合

	国内民間企業全体	国内大企業	国内中小企業	外国企業
国立大学等	11.4%	11.5%	11.1%	14.6%
公立大学等	12.2%	12.5%	11.3%	11.3%
私立大学等	11.9%	11.9%	12.4%	8.7%
国公私平均	11.5%	11.6%	11.3%	13.6%

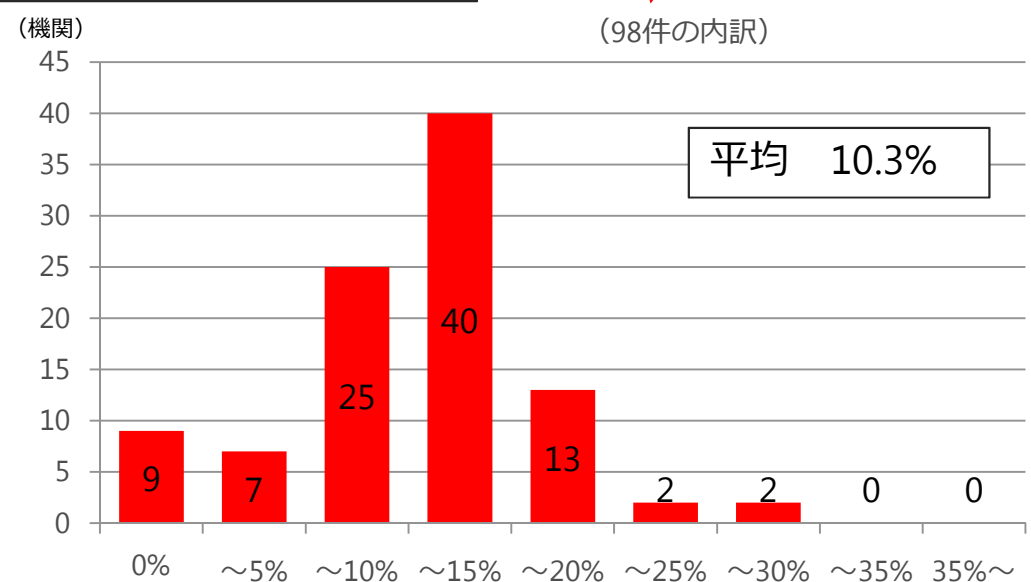
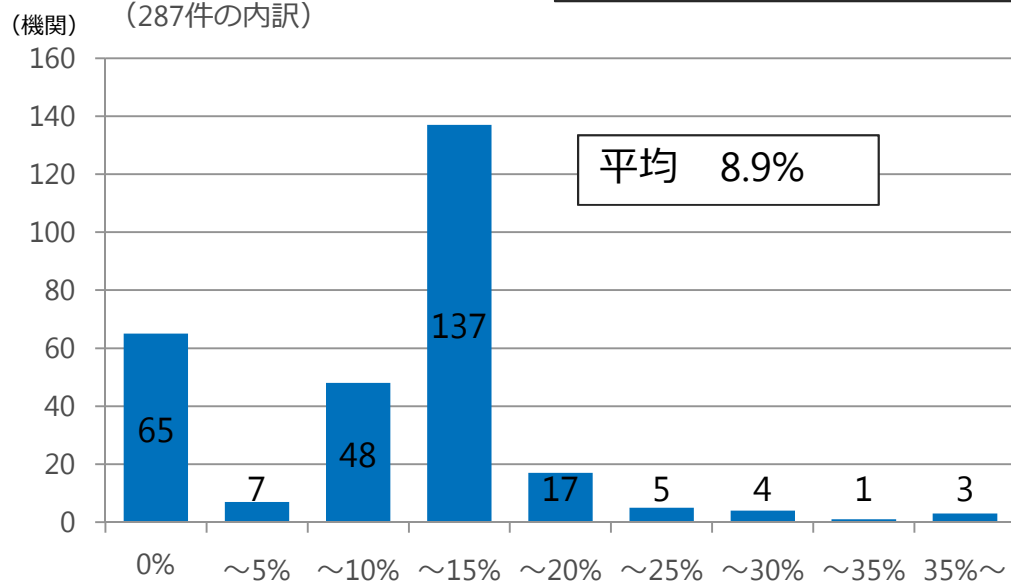
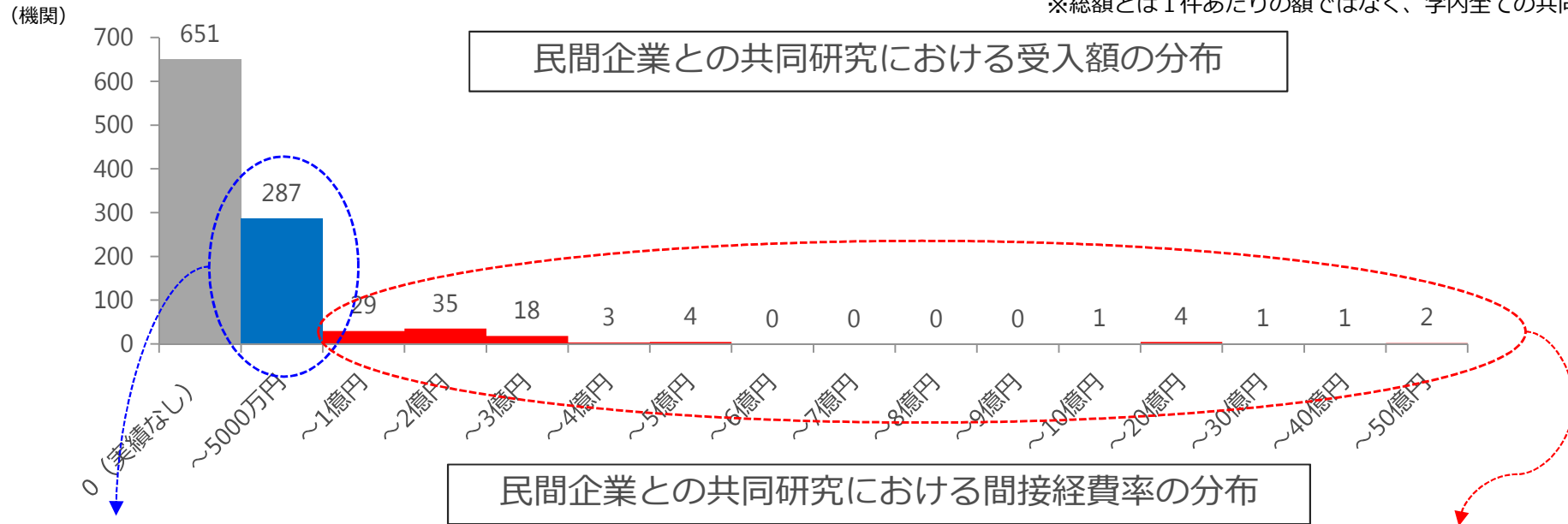
※それぞれの相手毎に平成26年度に実際に受け入れた研究経費の「総間接経費／総直接経」で算出

出典：文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に文部科学省作成

(11) 大学等における共同研究の規模（総額）別の間接経費の割合

- 総額5,000万円以上の共同研究を行っている大学等の数は98機関であり、全体の25.4%となっている。
- 総額に関わらず、間接経費の割合に大きな違いはみられない。

※総額とは1件あたりの額ではなく、学内全ての共同件数の総額を指す。



出典: 文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に文部科学省作成

(12) 米国における間接経費の現状

- 米国行政管理予算局(OMB)における間接経費(F&A costs(indirect costs))の定義は以下のとおりであり、我が国における間接経費の概念¹と大きく異なるものではない。
共通または共同の目的に必要な経費で、それゆえに支援プロジェクト個別に必要な経費であると容易かつ特異的には特定できないもの²。
- 米国の大学は、間接経費の必要性について数年に1回程度の頻度で連邦政府の研究ファンディング機関(NIHなど)に対して詳細な報告を行っている。この報告には、例えば、大学の保有するすべての所有資産の減価償却の状況、大学が保有するすべての不動産の部屋(room)ごとの使用状況などが含まれるとされ、透明度は相当高いと考えられる³。
- なお、米国においては、民間企業からの資金に係る間接経費比率についても、基本的には連邦政府から認められた間接経費比率以上に設定されるよう交渉がなされている例がある。例えば、文部科学省が平成27年3月に行った米国現地調査によれば、カリフォルニア大学サンディエゴ校においては、民間企業から受託するプロジェクトについて、連邦政府が認めた間接経費比率以下の間接経費比率を設定することは認めていない。また、メリーランド大学においては、初めて取引する民間企業については、連邦政府が認めた間接経費比率以下の間接経費比率の設定を認める場合があるものの、2回目以降の取引については、連邦政府が認めた間接経費比率に合わせることをしている。

1 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(関係府省申し合せ)における間接経費の定義は「競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費」である。

2 原文は次のとおり。“F&A costs are those that are incurred for common or joint objectives and therefore cannot be identified readily and specifically with a particular sponsored project, an instructional activity, or any other institutional activity.”(OMB Circular A-21, Cost Principles for Educational Institutions)

3 DCA Best Practices Manual For Reviewing College and University: Long-Form Facilities & Administrative Cost Rate Proposals (U.S. DEPARTMENT OF HEALTH AND HUMAN SERVICES, 2006)による。なお、こうした詳細な報告は、間接経費比率の大学ごとの個別設定を行うため、という側面がある点には留意すべきである。

(13) 米国における間接経費の現状の例

- 間接経費 (indirect cost) について、米国では公定レート (negotiated rate) が存在するが、ファンディングの種類等によって実際の間接経費率は異なる
- 各大学の直接経費 (total direct cost) の合計と間接経費 (indirect cost) の合計を比較すると、16%~35%程度

